

「地方消費者行政活性化交付金」の創設

40.6億円(新規)

必要性

- “どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり”は、**ナショナル・ミニマム** ～消費者の権利を守る社会基盤
- 国の行政の一端を担う地方消費者行政
～悪質事業者への指導など国の取組には、自治体からの情報が不可欠

課題

- 身近な相談体制は、**緒についたばかり**
～ 予算に占める基金割合は4割 ⇒ 下支えなしには、**取組が一気に後退**
- **地域社会全体で取り組むべき消費者問題**
～ きめ細やかに幅広く展開する上で、**行政の既存の取組だけでは限界**

「日本再生戦略」(24年7月31日閣議決定)

『生活・雇用戦略』 - **地方消費者行政の充実強化**など消費者の安全・安心の確保等に重点的に取り組む。

「消費者教育の推進に関する法律」(24年成立) 第8条

政府は、消費者教育の推進に関する施策を実施するため必要な**財政上の措置**その他の措置を講じなければならない。

新「地方消費者行政活性化交付金」

地方消費者行政活性化事業実施計画(仮称)のイメージ

※各都道府県ごとに策定。計画の実施に要する額に対して1/2以内を交付

1. 基礎的な取組の下支え : 「集中育成・強化期間」で整備された体制の維持・充実

- センター設置・窓口新設 ～日本中の全自治体に窓口設置を目指す
- 消費生活相談員の配置と処遇改善 ～基金により整備した相談体制の更なる充実
- 消費生活相談員の養成、レベルアップ ～研修等による相談業務の質の向上
- 都道府県による市町村支援 ～講習の開催、巡回相談等によるバックアップ など

○ **各都道府県単位で、事業ごとのミッションを入れることなく支援** ～地域の実情に応じた柔軟な取組が可能

○ **ソフトランディングによる自主財源化** ～出口戦略として、事業ごとに一定期間経過後は自主財源化を促す仕組みを導入することを検討

地方消費者行政の進展状況(21～24年度)

- 消費生活センター: 4割増(220か所増) (21年)501→(24年)721か所
- 窓口設置市町村: 2割増(228増) (21年)1,375→(24年)1,603市町村
- 消費生活相談員数: 2割増(555人増) (21年)2,800人→(24年)3,355人
※相談員配置市町村 約4割(21年)→約6割(24年)

2. 消費者問題解決力の高い地域社会づくり

: 先進的・モデル的事業(多様な主体との連携事業等)を含む

- 消費者教育推進法を踏まえた取組
～各種消費者教育・啓発
～高齢者の消費者トラブルの防止、リスクコミュニケーション など

効果

○ 悪質業者のターゲットになりやすく、「泣き寝入り」しがちな高齢者の自宅を相談員が訪問
⇒抱え込んでいる**被害を掘り起こし、解決**。その後も見守り継続で**二次被害防止**

○ 住民、事業者、地域団体がサポーターとして活動。
センターに被害情報を迅速に報告。消費者に役立つ情報を展開
⇒地域にセンサーを張り巡らすことで、**被害を未然防止・拡大防止**

○ 常勤の相談員配置と週5日の開所で、困ったときにすぐに駆け込めて、専門的な相談が受けられる体制に
⇒**トラブルへの早期対応、被害回復を図る**

○ 被災地で、消費生活相談から生活再建まで総合的な相談窓口を設置
⇒ワンストップ・サービスで**住民生活を総合的に支援**